

取手市とユーバ市にある学校の比較概要

	取手市	ユーバ市
学校の統括組織	茨城県教育委員会及び取手市教育委員会	ユーバ市統一学区(Yuba City Unified School District)
統括組織の意思決定者	○教育長及び教育委員(4名) ○教育長と教育委員は市長が議会の同意を得て任命	○教育長及び理事会(Governing Board) ○理事会の理事は住民の直接選挙で選ばれる ○理事会が教育長候補への面接を経て教育長を任命
学校の始業・終業の時期	○4月始業。3月終業 ○7月21日から8月31日まで夏休み ○12月25日から翌年1月7日まで冬休み ○3月25日から4月5日まで休業	○8月中旬始業。6月の第1週目に終業。 ○11月に1週間の休み(Thanksgiving Week) ○クリスマスと新年に3週間の休み ○4月に1週間の休み(Easter Week) ○6月から8月中旬まで長期間の休み(summer break)
義務教育	小学校6年間と中学校3年間の合計9年間	○6歳から17歳の子ども(K-12: 幼稚園の年長から高校までの12年間)
各学校の在学期間	小学校6年間・中学校3年間・高等学校3年間	通う学校によって異なる (例1)K-5の学校 → 中学校(middle school) → 高等学校(high school) (例2)K-8の学校 → 高等学校(high school)
市内の公立学校数	小学校14校、中学校6校、高等学校5校	小学校(K-5:6校)、小中一貫校(K-8:6校)、中学校(middle school(6-8):1校)、高等学校(high school(9-12):3校) ※ユーバ市統一学区管轄の公立学校の数
通学区域	通学区域が定められている	通学区域が定められている
高等学校への進学・卒業	○高等学校の入学試験がある ○必要単位を取得すれば卒業できる	○通学区域内の高等学校に進学する ○必要単位を取得すれば卒業できる
家庭における義務教育	○小学校・中学校では認められない ○通信制の高等学校の単位は認められる	○家庭における義務教育が認められる ○ホームスクールは就学義務の免除として認められている
私立学校の扱い	私立学校は公教育に含まれ、国が定める学習指導要領等の基準に従わなければならない	○私立学校は、一般に教育行政の対象外(公教育に含まれない) ○私立学校への就学は「就学義務の免除」として扱われる
授業間の移動	○小学校・中学校: 家庭科、体育などの授業以外は同じ教室で受ける ○高等学校は学校により異なる	○児童生徒が授業のある教室に自分の荷物をもって移動する ○K-6までの学年の学生は体育の授業を除いて同じ教室で授業を受ける ○7年から12年生は教科によって教室が変わる ○先生は移動せず同じ教室で授業をする

ユーバ市交流事業

ユーバ市での学校体験(ユーバ市内)



ユーバ市民の学校体験(取手市内)

